

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【公表番号】特表2010-522240(P2010-522240A)

【公表日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【年通号数】公開・登録公報2010-026

【出願番号】特願2010-501103(P2010-501103)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/65	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/28	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	27/12	(2006.01)
A 6 1 P	31/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	5/14	(2006.01)
A 6 1 P	21/04	(2006.01)
A 6 1 P	11/06	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	25/08	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/65	
A 6 1 K	47/02	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 K	9/28	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	27/12	
A 6 1 P	31/00	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	37/02	
A 6 1 P	17/10	
A 6 1 P	27/02	

A 6 1 P 5/14
A 6 1 P 21/04
A 6 1 P 11/06
A 6 1 P 37/08
A 6 1 P 1/04
A 6 1 P 25/08
A 6 1 P 25/16
A 6 1 P 25/28
A 6 1 P 1/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月7日(2011.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

天然テトラサイクリン、半合成テトラサイクリン、合成テトラサイクリンおよびこれらの組み合わせから選択される1つ以上のテトラサイクリン化合物と、

テトラサイクリン化合物の吸収を阻害する1つ以上の効果的な阻害剤と、を含む、経口投与するための薬学的組成物であって、

上記テトラサイクリン化合物の吸収を阻害する阻害剤は、1つ以上の無毒性の多価金属を含み、

上記多価金属は、塩、または、胃内または腸内で塩に変換され得る化合物の形態であり

上記多価金属のモル比が、1 moleのテトラサイクリン化合物に対して、略10moleよりも高く75mole未満である、経口投与するための薬学的組成物。

【請求項2】

1服あたり、略0.2mmol～略4mmolのテトラサイクリン化合物を含む請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

上記多価金属が、カルシウム、マグネシウム、またはこれらの組み合わせであり、

任意で、更に、無毒な量の鉄、亜鉛、またはこれらの組み合わせを含む請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

更に、抗生素質、ステロイド抗炎症化合物、非ステロイド抗炎症化合物から選択される薬学的に活性な添加物；ホルモン；健康補助食品；ビタミン；微小元素；メントール；基材、結合剤、潤滑油、錠剤分解物質、錠剤化剤から選択される賦形剤；およびこれらの組み合わせを含む請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

腸溶性組成物として製剤されており、

上記テトラサイクリン化合物および上記多価金属の腸内における放出が、pH依存的であるとともに、略pH5～略pH7の範囲にて活性化される請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

末梢部位の炎症性疾患を処置するための処置法であって、

テトラサイクリン化合物と当該テトラサイクリンの胃における吸収を阻害する阻害剤とを含む成分を投与して、腸内で上記テトラサイクリン化合物の抗炎症作用を促進する工程を含む炎症性疾患の処置法。

【請求項 7】

上記テトラサイクリン化合物は、当該テトラサイクリン化合物の胃における吸収を阻害する阻害剤を含む経口投与組成物の一部分である請求項6に記載の処置法。

【請求項 8】

上記テトラサイクリン化合物は、天然テトラサイクリン、半合成テトラサイクリン、合成テトラサイクリン、またはこれらの組み合わせの中から選択され、好ましくはテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、ドキシサイクリン、薬学的に許容可能なこれらの塩、およびこれらの混合物の中から選択される請求項6に記載の処置法。

【請求項 9】

上記テトラサイクリンの吸収を阻害する阻害剤は、塩の形態、または、胃内もしくは腸内で塩に変換され得る化合物の形態である1つ以上の無毒性の多価金属を含む請求項6に記載の処置法。

【請求項 10】

処置される疾患が、糖尿病、肥満症、アテローム性動脈硬化症、白内障、再灌流傷害、癌、感染後髄膜炎、リウマチ熱、全身性エリテマトーデス、にきび、酒さ、自己免疫脳炎、ブドウ膜炎、甲状腺炎、筋無力症、喘息、アレルギー、結腸炎、脳卒中、てんかん、脳損傷、多発性硬化症、パーキンソン病、アルツハイマー病、過敏性腸症候群、および、クローン病から選択される請求項6に記載の処置法。